

福祉新聞 2010 年 1 月 11 日 (月)

< 青森地裁 施設で水死の自閉症児 >

逸失利益を認定

障害児施設で 2004 年、入浴中に死亡した自閉症児 (当時 16 歳) の両親が、施設を運営する北海道の社会福祉法人侑愛会と女性職員に計約 7300 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が 12 月 25 日に青森地裁であり、貝原信之・裁判長は、自閉症児の逸失利益を認定し、計約 3200 万円の支払いを命じた。

原告側の児玉勇二・弁護士によると、重度障害者の事故を巡る逸失利益の訴訟で、最低賃金を基準に支払金が算出された和解例はあるが、判決は初めてという。

貝原裁判長は自閉症児の逸失利益について、「一定程度の就労可能性はあった」と認定。青森県の最低賃金に基づき、一般的に就労が可能とされる 67 歳まで働いて得られたはずの収入について生活費などを差し引き、約 600 万円と判断した。このほか、慰謝料の支払いも認めた。

判決によると、自閉症児は 2004 年 6 月、同法人が運営する知的障害児施設の寮で入浴中、てんかんの発作で意識を失ったとみられる事故で水死した。

判決後、自閉症児の両親は記者会見し、父親は「環境さえ整えば障害者でも働けると判断されたことは画期的。障害者や親の生きる希望になれば」と述べ、母親は「(提訴から判決までの) 2 年 8 カ月は長い年月だった。一区切りついたという感じ」と話した。